

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	妊婦健康診査等業務
委託業務場所	県内契約医療機関
概要	母子保健法に基づく妊婦健康診査及び新生児聴覚検査を実施する。 基本受診回数 14回 健診項目 ・基本健診 問診・診察、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導 ・検査 血液検査、超音波検査、子宮頸がん検査、B群溶血性レンサ球菌・クラミジア検査 新生児聴覚検査
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約金額	193,652,699円
契約の相手方	〔所在地〕 栗東市糺1丁目10番7号〔名称〕 一般社団法人滋賀県医師会 〔所在地〕 栗東市出庭1199番地2〔名称〕 一般社団法人滋賀県助産師会
契約相手方の選定理由	妊婦健康診査については、医科(産婦人科)に関する専門的知識と資格、設備を有することが必要であり、かつ、市民がより身近な医療機関で健診が受けられる体制が必要である。また、里帰り出産など妊婦の利便性を考慮する必要があるため、県内産科医療機関で受診できるよう、滋賀県及び13市6町と協議を重ね、妊婦が受診しやすい体制を整備している(広域事業)。このことから、県内の医療機関が加入する滋賀県医師会及び滋賀県助産師会と契約を行う。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。